

ニチレキ 株式会社 熊本営業所
所長 宮原 稔治 様

宇土市長 元松 茂樹

指名停止通知書

下記のとおり指名を停止しますので通知します。

記

- 1 期 間 令和元年7月22日から
令和2年1月21日まで 6か月間
- 2 事実行為 ニチレキ株式会社は、道路等舗装向けの改質アスファルトの販売において価格カルテルを結び、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、令和元年6月20日付けで公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた（課徴金減免制度の適用あり）。
- 3 理 由 宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の別表2の2「独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、市工事等の契約の相手方として不適當であると認めるとき。」に該当する行為を行った。
- 4 その他 宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）第7条及び第8条の規定により、上記業者は指名停止期間中において市の随意契約の相手方となること又は下請け等もすることはできない。